

パブリックコメントにおけるご意見

議 会 基 本 条 例

項 目	ご 意 見	回 答	改 正 内 容
全体に関するご意見	<p>議会の共通した情報公開 いろんな条例の基本的な議会を行ない、みんなで話し合いをするようにしたい。</p>	<p>第7条において議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する場として、議会報告会を行うものと規定しております。また、意見交換の基礎となる、情報公開の推進も第18条において「議会広報の充実」として規定しております。</p>	/
	<p>小松島市議会議員の皆様方が自主的に基本条例と政治倫理条例の制定に向けてのご努力に最大限の敬意を申しあげます。また、条例制定後は本旨・目的ののっとり適正に施行・運用されることを期待いたしております。</p>	<p>いただいたご意見は真摯に受け止め、今後の取り組みの参考とします。</p>	/
	<p>議会は市民のための政策提案、行政のチェックが2つの役割とありましたが、社会福祉、社会貢献を文言に入れて市民生活の向上を願ってほしい。法人も市民に含まれるのであれば、選挙の時に選ぶ権利（1票）があったらいいと思う。市民税など納めているメリットが見つからない。</p>	<p>条例の前文及び第1条は、ご指摘の社会福祉・社会貢献・市民福祉の向上を目的として規定しています。市民の範囲を定義しているのは、地域社会が抱える様々な問題を解決するには幅広い人々の力を合わせて行くことが必要であるとの認識にたち規定したものです。</p>	/
	<p>I 総括意見 1. 二つの条例とも後日、誰が見ても理解しやすいように ・ どうゆう経緯でできたのか ・ どうゆう背景があったのか ・ 誰が、いつ、どのように協議調整をして条例ができたのか ・ また、なぜこの条例が必要なのか ・ この条例は誰に対してどのような効果があるのか 等が掻い摘んで分かるように「はじめに」という形で端書きがほしい。 2. 全体にいえるが、P D C A サークルを導入してはどうか。 3. 財政逼迫の折、先進地調査等の経費は、あらかじめ費用対効果を良く見極め、実施されたい。 4. 市民の理解をきちんと得るには「フローチャート」も付記してはどうか。 5. 市民説明には、総論骨子は「パワーポイント」で、各論はさらりと「条文」で説明していただくとありがたい。</p>	<p>条例は法の一形式でもありますので、内容のわかりやすさも求められますが、法令や市の他の条例との整合性等も求められ、専門的な用語や法令特有の言い回しや形式等は避けられない事情があります。 よって、市議会ホームページにおきまして、経緯や背景、本条例の目的及び「市民」と「議会」と「行政」の相関図のチャート等を掲載しております。</p>	/
	<p>基本条例あるいは倫理条例は時代の流れで制定する時期にあると思われる。ただ、3月議会での成立を目指す必要はないと考える。制定後の改廃は制定以上に労力があるわけでもう少し時間をかけて議論すべきと考えます。議会だよりに原案との記載があり、また、議員のなかでも充分煮詰まっていない感があります。又、第3者委員会などでの議論はされたのでしょうか。他の市町村の条例の丸写しが大いに見受けられる。 小松島市の他の条例、規則あるいは市の公務員倫理条例等との整合性例え用語の統一、体裁の統一、等も必要と考えます。</p>	<p>確かに、先進地における事例を参考にした面もございますが、他市の事例をもとにあくまでも本市の実情も踏まえたなかで、自ら定める条例として議会改革特別委員会・議員全員協議会等のなかで1年以上にわたる検討をして参りました。 その結果、議会の活動原則や市民に開かれた議会のあり方などの基本的な事項を条例により定め、市議会としてあるべき姿を少しでも早く明らかにしておくことが必要と判断しました。</p>	/

項目	ご意見	回答	改正内容
全体に関するご意見	<p>小松島市議会基本条例・政治倫理条例(案) 上記案の作成について、私自身も大いに賛成であります。未だ作成遅きに失した感もある。個々の内容、文言に関して疑問視するところも少なからずありますが、ここで個々の文章に対して検討意見を述べることはさておき、私がポイントとして指摘させて頂くことは、議会運営は現実に全ての面に於いてスムーズに行われているのでしょうか？聞くところによれば、自由活発な討議が行われ、開かれた公平性、透明性に満ちた議会であるはずが、ややもすると、閉鎖的、封建的、時代遅れで、一部議員の強行採決、見切発車という決して民主的運営とは思われない、疑問視することもあるそうです。</p> <p>議会に於いては、反論者、反対意見議員の意見もよく聞き、検討、討議を行い、お互いの中傷や誹謗をする場所ではないはずです。議員各位は皆んな4万市民に選ばれた立派な方々なのです。平等に発言し、聞き、理解し、合議制により立案、市民福祉向上のために日夜努力すべきが議員であると思えます。</p> <p>この両条例案ができあがる迄の議会内におけるProcessに問題はありませんでしたか。万一此の両条例案に対して内容的に反対意見議員はいませんでしたか？もしあるとすれば反対意見者に対して十分に理解して戴く説明をしましたか。反対意見を持った議員がそのまま理解せず議事進行したならば、必ずその議員はFrustrationを持ち続け今後の議会運営上支障をきたしてくるでしょう。</p> <p>結論として、各議員さんがいくら立派な条例案を作成しても、その条例案を使いこなす知識と自覚を各議員が持ち、お互いに「切磋琢磨」、知識向上に努力して戴きComplianceの意味を大切に持ち続けていくことが大切である。駄目な政治(1)馴れ合い政治 (2)放漫政治 (3)密室政治</p>	<p>今後におきましても、第22条に規定されている基本精神に基づき各議員にこの条例の理念の浸透をはかり、第15条の規定により議員研修の充実強化に努めます。</p>	
	<p>第八条市長等からの反問権については、活発な緊張感の議会が期待できると思うが半面、むやみに時間ばかりかかることの無きようセイブさせることが必要では。</p> <p>条例には行政と市民とのかかわりについて多くの条文をさだめているが、県政や県議との関係は問わないのか？</p> <p>倫理条例をおつくりになることは、結構と思います。同様に議員さんには、市民から選出されたという格式というか、教養もさることながら、その道にかけてのスペシャリストになってもらいたい、例えば政策にかけては【わしに任せ】とか【財政問題は俺が】とか、そのためには自ら勉強をしてもらいたい。議会がないときは何をされているのか、詮索したくないが、市立図書館でも、めったにお眼にかからない。</p> <p>第1、第2、第3条では議員のありかたを、規定しているが、自らを律してその道のオオソリチイに精進するという強い意志・約束も必要では。</p>	<p>第13条において、委員会審査に当たっては、わかりやすい議論を行うよう規定しておりますが、議会における会議の運営については、常に聞いている方々を意識し、聞いていて理解しやすい運営に努めることは当然であり、その発想から第8条の「一問一答」が明記されたところであります。今後も、この原則を基本に、運営における工夫を継続的に考えて参ります。</p> <p>この基本条例は、行政(小松島市)と小松島市議会そして小松島市民の関係におけるあるべき姿を形にしようとして検討を進めてまいりましたので、今回の制定に向けては現在の所考えておりません。</p> <p>第4条の(議員の活動原則)に、議員は「自己の能力を高める不断の研鑽」をもって活動することをうたっております。そして、第15条に(議員研修の充実強化)を規定し、今後とも、その実現に向けた具体の努力を行って参ります。</p>	
前文	<p>前文5行目 市長は単独制の機関 よく分からない。第8条で議員と市長等執行機関及びその職員との関係は・・・の記載があり、いかに議会の中では議員と市長が相対するとはいえ、市長は独裁者ではなく、行政機関等の長にすぎない。すべての政策等を市長が立案し議会に提出しているわけではなく、市長を含む行政機関の関与があってはじめて市政が成り立っているのではないか。</p>	<p>「議会は多人数による合議制の機関として」に相対する表現として市長は一人でありますので「単独制」という表現となっております。ご指摘のとおり市政については、市長一人が何事をも決定している訳ではなく、市民との協働はもとより、様々な機関の構成の上に成り立っております。</p>	
	<p>前文8行目 民主主義の発展と市民の福祉の向上 民主主義とは一般に政治形態を表すのではないか。民主主義=市民の利益・幸福を表すとは考えにくい。第4条の3に記載の市民全体の福利の向上がまた分かりやすい。地域には馴染まない表記だ。</p>	<p>「地域における民主主義の発展」と「市民福祉の向上」の2つを並列で記載したものであり、同意義としてとらえたものではありません。</p>	

項目	ご意見	回答	改正内容
前文	<p>前文12行目 自治体事務の立案・・・一般的な事務の持つ意味とここでいう事務の持つ意味は異なるのではないかと。政策とも異なるのか。</p>	<p>ご指摘のように、表現が分かりにくくなっておりますので見直しを行いました。 修正した箇所は、別紙「対照表」としております。</p>	<p>自治体事務の立案、決定、執行及び評価における論点及び争点 自治体事務の立案、決定、執行及び評価を議会が審議する場合における論点及び争点</p>
	<p>前文13行目 議会だよりやまももにある前文(案)ですが、普段使われていない漢字が使用されています(13行目、自由闊達等)。子供達にも読ませられるよう、少し変えられたらどうでしょうか。内容はすばらしいと思います。</p>	<p>条例は法の一形式でもあり、内容のわかりやすさとともに、表現の正確性や法令、市の他の条例との整合性等も求められ、専門的な用語や法令特有の言い回しも避けられない事情がありますのでご了承下さい。</p>	/
	<p>前文21行目 議会の公平性及び透明性を確保 第3条では公正性・透明性及び信頼性との記載がある。公平性と公正性の違い。信頼性のぬけ。前文及び第3条でも2つ又は3つに限定せず「～等」という文言を入れるべきと考える。</p>	<p>ご指摘のように表現が違いますので見直しを行いました。 修正した箇所は、別紙「対照表」としております。</p>	<p>前文 議会の公平性及び透明性 議会の公正性及び透明性</p>
第3条	<p>市民参加を不断に推進する議会 議会は議員、市長、市民等の交流と自由な討論の広場・・・議会には市民が参加して交流、討論する場所はない。前文での議会の定義又第5条等の記載内容あるいは佐渡市議会ホームページの議会とはどのように議会とは議員のみの構成である。議会事務局の見解では市民が参加する議会報告会等も議会であるとのことであるが、これは議会活動の一つであり、議会とは異なる。</p>	<p>第6条第4項及び第7条により市民との意見交換の場を多様に設けることとしております。</p>	/
	<p>第3条第2項 小松島市議会会議規則・・・見直すものとする。小松島市議会会議規則の遵守を入れるべきである。基本条例の下に会議規則があるにしても、会議規則の内容は細則であり、見直しの記載のみでは意味が薄れる。</p>	<p>本会議及び委員会については、全て会議規則にのっとり行われております。</p>	/
第3条第4条	<p>不断に推進する。不断の研鑽。不断よりも、普段あるはもっと判りやすく「たえまなく」等が判りやすいのではないかと。</p>	<p>ご意見をいただきましたが、検討の結果原案のとおり決定いたしました。</p>	/
第8条	<p>小松島市議会基本条例制定は、市民に信頼される議会への第1歩である。この制定によって、議員の発言の質が変わることは市民にとってはよるこばしい限りである。議会は行政と違いサービス機関ではなく、市民の代表である議員が政策を競い合いながら議論し意見や優先順位を調整し政策決定をするための機関である。地方政治はもう一つの市民代表である市長と議会との二元代表制を基本としている。しかし、現在市議会では本来車の両輪であるはずの市長と競い合う関係には程遠く形骸化されてきたのが地方議会政治である。しかし、議会改革によって議会を活性化させ地方自治体としての独立性や地域からの創造性を強化する必要があると考えます。議員による質問等は明確化で市民の傍聴に理解が深まるようにするには、反問するときには生じる相方の意によることとの馴れ合いとか、こういうから、こう返答しるとかの共謀はしないように願いたいものである。反問権を認め合うことによって、政策の勉強・奨励していただきたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、市長等との緊張関係を保持しながら今後におきましても政策の勉強に努めてまいります。</p>	/

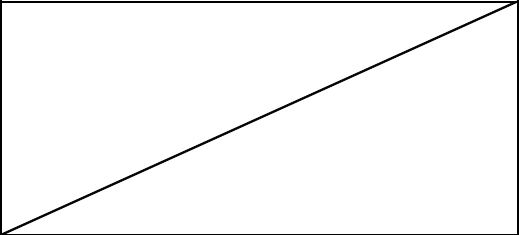
項目	ご意見	回答	改正内容
第13条	委員会の各審査について、市民は疑問視しているのが現実である。市民には知る権利がある。積極的に情報公開を行ってほしい。	委員会条例及び小松島市議会情報公開条例において、委員会とその会議録は公開とされております。また、各常任委員会は、市議会ホームページにて録画映像の配信も行っておりますし、議会だよりでも会議内容の要点について報告しております。 今後とも、「市民への積極的な情報公開の推進」は本条例の基本として位置づけておりますので、この精神にのっとり運営してまいります。	
第16条	議会及び議会事務局の体制整備 1 議会事務局は市長人事と独立した人事で運営する。 2 議会事務局を市民公募も可能なNPOのような機構にして職員は異動可とする。	地方自治法第138条第5項により、議会事務局職員は議長が任命することになっており、その人事においても、機構においても独立した位置づけとなっております。その上で、議員の研修とともに、議員の政策形成活動・政策法務能力の向上などを目指し、これらを補助するための議会事務局の充実強化を規定しています。	
第17条	議会図書室の充実を図る。 図書室の充実と図書室の利用とは直接結びつかない。図書室利用の目的と利用促進の項目を入れるべきではないか。目的がはっきりしなければ何の図書室の充実を図るのか。市民への開放は。	ご指摘のように「利用」と「充実」との間で表現が違いますので見直しを行いました。 修正した箇所は、別紙「対照表」のとおりです。 目的については、議員の調査研究に役立てるため、議会図書室の機能の充実を図りたいと考え明記しました。市民への開放については、図書室の運営規程等を改めて調査研究するなかで検討してまいります。	(議会図書室の利用) (議会図書室の充実)へ変更いたします。
第18条	議会独自の視点から 本条例は市民にひらかれた議会等を目指すのではないかと。議会独自の視点というフィルターで選別した情報公開では意味が薄れる。ここは市民の視点にたち、・・・努めるものとする。のが当然である。	前文や第9条第2項にもありますが、議会が政策の提案を審議するに当たっては、その立案及び執行等における論点や争点を明確にし、広く市民に明らかにすることを規定しております。これは、課題や問題点をわかりやすく明らかにし、市民の皆様自身に判断をしていただくことを目的に規定したものであり、選別した情報公開を目的としている訳ではありません。	
第19条	小松島市議会議員の中には、政治倫理に欠如した人物が存在しているのであれば市民全体の奉仕者として恥べきことである。市職員の採用、推薦等に関係している議員が存在すると聞く。市民全体の奉仕者として恥べきことである。倫理に欠ける。	具体的な事案の有無によりこの規定を定めた訳ではありません。政治倫理の確立は、議会政治の根幹であり、議員は、市民の代表であることを常に自覚し、市民の信頼に応える事は当然の義務でありますので、あえて議会基本条例及び政治倫理条例に基本理念を自ら進んで明らかにする意義があると考え規定したものです。	
第20条 第21条	議員定数の削減。議会は市財政改革を実行するためには、定数の削減と議員報酬を改定しなければならない。例えば、小松島市は人口減少が進行中である。市面積は他市よりも一番小さい市である。財政力も他市より一番低い。この3点を見地すれば議員定数削減と議員報酬は改正されるべきである。小松島市全体の市民が求めている。市民の意思を反映させるべきであると思います。	第20条・第21条は、議員報酬・議員定数の改定に当たっては、公平性・公正性の確保に努める必要があること、及び、市民の意思を反映させるため、専門的知見の活用等を利用し議員以外でその専門知識のある方等の意見を参考にする中で自己決定することを定めたものです。	

項目	ご意見	回答	改正内容
第22条	<p>この条例は議会における最高規範 これは条例の位置づけであるので、第1章に入れるべきと考える。</p>	<p>議会基本条例は、法形式が他の条例と同様であり、他の条例に優先することはありませんが、この条例の最高規範性を示し、総括的に最終章に表現することといたしました。</p>	/
第23条	<p>この条例を改正する場合には、議決方法を入れるべき。議会での議決は一律には決められないと思う。条例等の重要案件は過半数ではなく、例えば2/3の賛成により採決するくらいが必要ではないか。市議会会議規則では表決の項があるが成立・不成立の条件（賛成者の割合）は決められていないのでは。</p>	<p>地方自治法第116条において、地方議会の議事は出席議員の過半数で決することが明記されており、2/3の賛成で可決する案件も別に地方自治法によって定められておりますので、条例において改めて規定する必要はないと考えております。</p>	/
施行日等	<p>その他 公布日・施行日、条例のNO等がない。いくら原案とはいえこれらの記載がなければ条例の体裁がととのないのでは。年月日、NO等がまだ未定だとしても未定の部分のみ空欄にすればよいのでは。倫理条例もしかり。</p>	<p>ご指摘のとおり、公布日・施行日については議案として上程するとき、また、条例のNOは制定後にそれぞれ決められた形式により明記してまいります。</p>	/

小松島市議会議員政治倫理条例

項目	ご意見	回 答	改 正 内 容
全体に関するご意見	<p>倫理条例で、市職員に対してはいろいろな禁止事項の規定がございましたが、このたびの政治倫理条例では、禁止規定は一切ございません。市職員と同様に最低限の規制事項は必要と思いますので、ご検討いただけますようお願い申し上げます。 (具体的には、利害関係者や事業者との関わりについての規制項目)</p>	<p>倫理条例の第3条及び第9条の中で各規制項目を規定しております。</p>	/
	<p>タイトルの政治倫理条例なぜ政治という文字をいれたのか。・・・倫理条例でいいのではないか。市議会議員の地位の位置づけは歴然としているわけであり、あえて、政治倫理とする必要はない。また、議員は常に公人の立場にあるわけであり、第3条では議会外の遵守事項も含まれている。(含まれるべきである。) 当然私生活にも制約があつてしかるべきである。</p>	<p>政治家としての倫理を定めるという意味であり、「政治倫理」という言葉として使用しております。 また、第3条の(1)では、「その品位と名誉を損なうおそれのある行為」と規定しており、この趣旨はご指摘の公人としての倫理全般を規定したものです。</p>	/
第3条	<p>(1) 常に公人としての自覚を持ち法令及び小松島市議会会議規則を遵守し市民全体の・・・ (2) 利益の実現を目指し、・・・ 福利の向上を目指し、基本条例第4条3の記載内容</p>	<p>(1)第2条に、ご指摘の内容は含まれるものと考えております。 (2)「利益の実現」と「福利の向上」ということで表現の内容が異なりますが、検討の結果原案のとおり決定いたしました。</p>	/
	<p>第3条(3)～(6) 「市が行う」「市職員の」「市が行う許可」「市職員の採用」となぜ、市に関するものにのみ限定するのか。例えば、「市が行う許可・認可」は「役所が行う許可・認可」又は「行政機関が行う許可・認可」等とし、県・市町村全てを対象にすべきでは。市職員に限定しているが保育所等民間への移管が増える状況のなかで(社会福祉協議会・給食センター等々)市の権限の及ぶ事業所等に対する干渉も考えられる。当然干渉の効果の有無とは別の話と考える。</p>	<p>本倫理条例は、行政(小松島市)と小松島市議会との関係を基本に検討を進めてまいりましたので、今回の制定に向けては現在の所考えておりません。</p>	/
	<p>第3条(3)(5) (3)特定の企業、団体等 (5)企業団体、事業主、用語の統一性がない。</p>	<p>ご指摘のように表現が違いますので見直しを行いました。 修正した箇所は、別紙「対照表」ととおりです。</p>	<p>第5号 企業、団体、事業主 企業、団体等</p>

項目	ご意見	回答	改正内容
第3条	<p>第3条 (7)を追加する。行政上の問題点とか、不適切な事項とか、不正等を発見した場合、すみやかに議会報告する。</p>	<p>議会には地方自治法により行政のチェック機関としての役割が与えられております。その基本精神を議会基本条例の前文に定めておりますので、今回の倫理条例には定めませんが、今後におきましても議会における最も重要なその職責を果たすべく努力してまいります。</p>	
第4条	<p>政治倫理条例第3条に規定されております 政治倫理基準で遵守事項が規定されておられますが、それに抵触する事案があるとしても、第4条では審査請求に必要な有権者数が設定されておりますが、たとえ一人の市民であっても議長または関係者に問題提起できるように改善をご検討ください。</p>	<p>地方自治法第74条の「有権者による直接請求」に定められた所定の人数を準用しております。なお、問題の提起については議長又は各議員まで申し出て下さい。</p>	
	<p>「議長に審査を請求」なぜ、議長なのか。議長の倫理条例違反のときはどうするのか。議長に審査請求するのではなく、常設の委員会（例えば選挙管理委員会のような組織をつくって、そこへ審査請求をするようにすべき）あるいは議会運営委員会というのも一案。</p>	<p>ご指摘を受け、見直しを行いました。 修正した箇所は、別紙「対照表」とおりです。</p>	<p>(議長職務の代行) 第9条 議長が審査の対象になったときは副議長が、議長及び副議長が共に審査の対象になったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。</p>
第5条	<p>第5条第2項 委員7人以内で組織し。審査会は公正さを保つためにもある程度以上の人数が必要と考える。7人以内というのではなく、人以上 人以内とすべきではないのか。 「議長が委嘱する」前述のごとく議長が違反をしたときはどうするのか。個人ではなく、議会運営委員会が委嘱とかがよいのでは。</p>	<p>ご意見をいただきましたが、人数については検討の結果原案のとおり決定いたしました。 議長が違反をした場合における「議長が委嘱する」との規定においては、ご指摘を受け新規に規定を設けるよう見直しを行いました。 修正した箇所は、別紙「対照表」とおりです。</p>	
第8条	<p>罰則規程を設けその罰則の執行機関がなければ倫理条例の公平（公正）性が保てないのでは。又、実効性も薄れるのでは。 市職員の倫理規定違反に対する罰則は、一つは地方公務員法の適用がある。又、市職員は雇用主がいるわけであり、議員の立場とは異なるのではないかと。議員には最終的には選挙でのみそぎがあるわけであるが、任期終了との関係で速攻性がないのでは。伊賀市の倫理条例よりも後退しているのはなぜか。</p>	<p>ご指摘を受け、見直しを行いました。 修正した箇所は、別紙「対照表」とおりです。</p>	<p>(違反行為に対する措置) 第8条 議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対して、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、議会運営委員会に諮り次に掲げる措置を講ずるものとする。 (1) 議員の辞職勧告を行うこと。 (2) 条例の規定を遵守させるため警告を發すること。 (3) その他議長が必要と認める措置</p>

項目	ご意見	回答	改正内容
第9条	<p>この項目は別の条例規則で決まっているのではないのか。どうしても、入れるのであれば第3条「～できない」ではなく「～してはならない」とすべき。伊賀市にも同様の記載あり。</p>	<p>ご指摘を受け、見直しを行いました。 修正した箇所は、別紙「対照表」のとおりです。</p>	<p>第9条の最後の語尾を「納入契約を締結することができない。」を「納入契約の締結を行わないこと。」に改め、第3条第7号へ編入</p>
その他	<p>条例の改廃の手続き（採決の方法等を含む）の記載が必要。基本条例と同様の理由。</p>	<p>地方自治法第116条において、地方議会の議事は出席議員の過半数で決することが明記されており、2/3の賛成で可決する案件も別に地方自治法によって定められておりますので、条例において改めて規定する必要はないと考えております。</p>	

条例以外の、議会に関するご意見もございました

ご 意 見	回 答
<p>政務調査費 政務調査費をガラス張りにし、市民の納得いかない調査費は返還しなければならない。</p>	<p>政務調査費の執行にあたり、小松島市議会では収支報告書に全ての領収書の添付を義務づけその透明性の確保に努めております。またご指摘の不適正な支出がありました場合には、監査請求等の手続きにより市に返還されることとなります。</p>
<p>1 議会は日常の生活課題を議論する場であり出来るだけ権威主義的なものは避ける。傍聴者の規制が厳しすぎる規則をなくす。(例えば児童幼児連れ、履物、腕章、襟巻、帽子等。) 2 議会は議論の場であり、理事者と事前の原稿のやりとりとよみ合わせは避ける。</p>	<p>児童や幼児をお連れの場合に関する規制はございませんが、ご指摘のとおり、傍聴規則には一部内容の厳しいものがございますので、いただいたご意見を真摯に受け止め、今後検討いたします。</p>
<p>議会基本条例及び政治倫理条例に直接関係はございませんが、お願いがございます。 東阿波ケーブルテレビさんでは、小松島市議会の本会議の様子が生中継と録画放映がされておられますが、関係者の方から聞いたことなのですが、インターネットでの放映が始まったので、ケーブルテレビでの放映を中止したいと申し入れがあったと伺いました。できることならば、今のままケーブルテレビでの放映を視聴させていただいておりますので、中止することなく、継続をお願いいたします。 また、本会議だけでなく、委員会の模様もケーブルテレビで放映していただければと思っております。私のインターネット環境は、ダイヤルアップでプロバイダー経由で接続することもありますので、重たい動画は動作が不安定となってしまうので、ぜひとも、ケーブルテレビでの視聴も継続してさせていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。</p>	<p>ケーブルテレビにおける本会議の放送については、中止する予定はございません。今後とも、ご視聴いただきませうようお願い申し上げます。</p>
<p>市役所の市政モニターをしています。今まで議会に参加することもなくて、全く予備知識がありませんので驚くばかりです。大変勉強になりました。 小松島にはお金がないから・・・と言うことをよく聞きますが、・・・がない、・・・がないと言うよりも、あるものを生かした方針をしてもらいたいと思います。人を生かす、人材を育てていけるようなことを考えてもらいたいと思います。</p>	
<p>この度の取り組みは、広く市民の求めている議会の公正性、透明性を確保するため、全国の市町村の中でもいち早く取り組まれ、自らを律しながら運営を図って行かれようとする議員各位に敬意を表するものであります。 私個人は、今日までも議員定数の件や、報酬の件も議会自らが削減にも取り組んでこられ、実行されて参りました。この点、特に報酬減については、モチベーションを下げないためにも、程々にされた方がよいのではないのでしょうか。頑張ってください。</p>	

ご 意 見	回 答
<p>小松島市議会基本条例の説明会に参加して感じたことを一言。市議会議員の先生方が、積極的自ら進んで実行しようと思うことに、すばらしいと感じました。行政に対するチェック機能が主な仕事のようにでしたが、議員の方々の意見を行政に政策提案することのすばらしさ。市の財政のきびしさを、議員の先生方が市民以上に重く受け止めていること。議員の先生方の給与（特に、議長、副議長）が思っていたより多かったこと。説明会に参加して、若い人が少なかったことが残念でした。小松島市議会基本条例に賛成します。</p>	
<p>この条例案を私なりに読ませていただいた限りでは、過不足は見受けられませんでした。それより肝心なことは、モタモタして立ち消えにならないうちに、一日も早く成立させ、本条例にすべきです。私はその事を危惧しているのです。後で足りないところがあれば、市民を参加させ、行政、議会が改めれば済むことです。要は行政、議会が座右の条例として遵守していただくほかはないと思います。言い訳はいらないです。もし守らなかつたり、守れなかつたりしたら最初から何も手を付けなかつたことと同じです。それにもう一つ、財政破綻の市町村のことが話題になりましたが、当市でも素早く納税、滞納をすっきりすれば、市民も先を競って我が市のために頑張ってくれるのではないのでしょうか。その一つの方法として、自己責任、受益者負担の理念を考え直してみて、全市民一丸となるしか方法はないと思われます。中には身勝手な方もおられますが、それは行政、議会の責において調整して貰うしかありません。</p>	
<p>回答になるかどうか分かりませんが返信させていただきます。号外議会だよりによる両条例案をはじめ読ませてもらった様な気がします。我々市民にとっては年齢を重ねる毎に行動範囲も少なくなるし、読んでも頭の片隅に少し残るかな、という程度ですが、特に条項の箇所など特定出来ないほど全て納得のいく案ではないのでしょうか？これも一つの情報公開というのでしょうか？とても勉強になりました。この案が制定されることにより市民と議会の関係が身近に感じます。今は全国的に厳しい不況が続いております。こんなときこそ市の顔として、又先導者として尚一層の襟を正して品位ある行動を常に保ちながら市の発展の為がんばって下さい。</p>	

その他、議会以外の事に関してのご意見もございました。

小松島では、レジ袋の廃止がいつこうに前進しません。民間主導では、なかなか前進困難かとも思います。なんらかの条例で廃止を決めることを要望します。

議会条例とは直接関係ないと思いますが、小松島市について私の意見として述べたもの。当市に住んで十数年になるが、小松島市について考察した。

当市が発展しない要因には大きく分けて、交通・道路の整備や下水道が遅れているというようなハードな要因と人的側面が絡むソフトな要因が挙げられます。以下ソフト要因についてのコンセプトをとり挙げ、検討してみました。

私の偏見だが、小松島市の市民は勤勉・貯蓄力旺盛という良いところがあるが、市民の多くは市政に関心がすくなく、行政の将来ビジョンとか政治に関与しなく、保守的・自己中心的なところがある。協働による市民参加を敬遠するし、また市民が主役の地域づくりコミュニチイへの展開などを望まない人が多いようだ。合併の問題にしても市民の強い『合併への熱意』が感じとれなく、結局、行政・議会の先導型になっているようです。

近頃とみに、市の財政難のため市民の要望や計画が前向きに進まないから、市民層に何かにつけ資金がないからという「あきらめムード」が醸造され、積極的な発議もまた提案もない、「どうせダメなら止めよう」という沈滞世相に拍車をかけているのではないか。

近視眼的なとらえ方かもしれぬが、『行政サービスを低下させない』という大儀でもって行政のサービスが過剰になってはいないかどうか、検証すべきでしょう。

例えば役所での待ち時間を無くすため、職員を多く張りつけたり、形式ばった文書を必要以上に公布するなど最近やっと水道料金を自動引き落としにしたが、自動振込みは当然のことです、高齢者の介護・支援にかかわるサービスの見直しも必要ではないか。など等。

当市の予算に関連するが、早期健全化団体にならないよう赤字予算を組んでいるが、自治体も会社・企業と同じように「採算分岐点という思考」を取り入れ計画することも検討してもらいたい。いずれにせよ当初段階から赤字予算を組まざるを得ない状況・市民にも『市民が辛抱しないと小松島市がつぶれる』いう：辛抱の理念をどう創りだすかが問われます。私はしばらくは港祭りの花火大会などは自重したらと思う。

コミュニチイについて

昔の近隣社会を形成したコミュニチイは都市化の進展により、生活様式や、ひとりひとりの価値観の多様化によって、コミュニチイは変わっている。地域の「ふれあいの心」を大切に新しいコミュニチイ、それは市民の連帯意識を高めること、自主的参加によるコミュニチイ活動やボランティア活動の促進です。そういうことを市民にどうモチベイトし引き上げていくか。

ハード面に絡むが、そのためには地域の公民館が母体となってくる。市内に十数ヶ所ある公民館やコミュニチイセンターは、一部を除き、建物の老朽化は甚だしいし、中身の設備や備品も満足なものがない、早急に改善が必要ではないか。

都市を構成する当市の産業母体は：

農業・林業・・・高齢化による就業者の減少という問題がある

商工業・・・市街地の空洞化

水産・漁業・・・少子高齢化や若者の流出

観光・サービス業・・・定期航路の廃止病院・医療・・・（先項の例外として

市民の規模以上に立派なもの、かつ近代化されている。）

・・・が挙げられるが、これらがいずれも弱体すぎて、当市を支えてきた京阪神との定期航路の廃止に代わって、背負って立つ産業母体が育っていない、換言すれば港湾都市としての機能がなくなった事からの脱皮が出来ないまま今日に至ったのではないか。それは長期政権だった前市長のときから対策し取り組んで来るべきことではなかったか。

また当市の立地条件からして良好な港湾を有し海上輸送・水産業を基盤として発達してきたが、当市の産業は農業も商業もあり、海から陸まで、幅広く異なった産業で構成されてきた。このなかから、軸心をしぼって、或る産業に特化して街を合理化・発展させるべく、てこ入れしようという政策を執るには、どの産業も帯に短かったのではないか。

以上、批判や愚痴の列挙になったが、だからどうすべきかが問われる、これから期待したいのは、今まで以上に市民を巻き込んだ、市民との協働による行政、議会運営が必要だ。

市民が納得のいく痛みや辛抱をわがまち小松島のために、市民もおおぶんの負担をすべきでないか。市民一人ひとりの理解と前向きな取り組みが必要と思う。市長が二期目の信任を得たわけで、その手腕に大いに期待している。

小松島議会基本条例(原案)並びに小松島市議会議員政治倫理条例(案)共に良く検討されているように思われました。各条例共締結後に不都合な点が生じた場合は其の都度改正し依り良い条例に改定することが望ましいと思われます。

各議員に早急な調査依頼小松島市の赤字財政の改善案として、市職員の勤務時間管理が厳正に行われているのか調査をお願いします。

例えば小松島市衛生組合の作業内容、勤務時間等はその様に成っているのか疑問に思われます。就業時間8時30分から終業時間17時と思われますが拘束時間が守られていないように思われます。

赤字財政の中、作業内容の多能効果を図り時間一杯作業をしてもらうようにするか、民営化に切換え小松島市の赤字財政が1日でも早く解消できることをいいます。

また、和田島町の老人会で運営資金を作るのに新聞古紙及び空き缶の採集を行っていますが阿南市から来て採集されますので老人会で困っています。

老人会活動のためにも阿南市の方に採集を自粛するような申し入れが出来ないか検討願います。最後に各市議会議員が議員立法に従って益々のご活躍をお願い申し上げます。

私は政府の60才定年制のため、60才で会社を首になりました。それ以降、月額6万円少々の年金暮らしになりました。低所得者に対して、固定資産税、国民健康保険税をもっと安くしてほしいです。低所得者より。

市議会基本条例(案)、市議会議員政治倫理条例(案)ひとつおり目を通しました。すばらしい議会だと思っています。今後すべての議員さんが研鑽され、市政発展に寄与してもらいたい。

現在、市内で話題になっていることがあります。県の保健所から、水洗トイレの検査だといって5000円収集している。全ての戸数を廻って収集するのなら納得できるが、ごく一部の地区だけ廻って検査費を収集するのはいかなものか。罰金30万円を支払った人があったら、全市民に知らせて下さい。